

令和 2 年 度

(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで)

事 業 報 告 書

学校法人 ワタナベ学園

1 総 括 報 告

はじめに

学校法人ワタナベ学園（以下「本学園」という。）の2020年度（令和2年度）の事業の実績を報告します。

日本経済の現状と見通しは、「日本経済の先行きは、製造業を中心に持ち直していく見込みを認識しつつ、回復ペースは、国内外での変異株を含む新型コロナウイルス感染症の拡大、ワクチンの普及などに左右される。」と解されております（注）。

令和2年4月7日、文部科学省は、その事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う私立学校における期限の定めのある取扱いについて、履行期限（2ヶ月以内）を原則としつつ、できる限りすみやかに履行するようにとの方針を定めました。

本学園の事業の決算、実績への取組みは、これまで改正私立学校法の趣旨（平成17年4月1日施行）を受けて、日本の課題は、人口減少と少子高齢化への影響と対応であり、学校法人を取り巻く厳しい環境のもと、各年度の本学園の事業計画の結果や事業の進捗状況などを記載して、本学園の教職員への適切な情報（考え方）を開示するとともに、建設的な意見交換を念頭に置いております。

2020年度（令和2年度）の事業の実績は、令和2年度の決算の状況をもとに、各幼稚園・認定こども園、専門学校における事業、本学園としての事業及び施設等の状況を報告するとともに、引き続き、新型コロナウイルスの収束の目途が立たない現下、その感染症拡大に伴う本学園の収入及び資金繰り等への影響を注視し、現状と課題を報告します。

（注）一般社団法人日本経済団体連合会提言「当面の課題に関する考え方（2021年4月）」

事 業 の 概 要

2020年度（令和2年度）に各幼稚園・認定こども園、専門学校及び法人本部が行った事業の内容は、以下のとおりであります。

（1）各幼稚園・認定こども園、専門学校における事業

<教育に関する事業>

○ 専門学校の生徒確保に向けた施策について

2020年度（令和2年度）においても、専門学校間及び法人本部との連携を図り、有効な生徒募集体制に取り組むことを念頭に置いて、学務室募集担当職員

が越谷保育専門学校及び吉川福祉専門学校の入試広報担当教職員との情報共有と連携を図りました。

また、費用対効果を重視した広告媒体への掲載や進学情報会社との信頼関係の構築を図ることで、広告宣伝費削減と成果の両立に努めました。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら進学イベントを開催し、接触者（保護者含む）の要望を汲み取りつつ、自校の魅力を適切に伝え、一人ひとりに合わせた丁寧な対応をすることで、出願に結びつくよう努めました。

指定校の選定及び指定人数については、入学実績や高等学校との信頼関係を重視しつつ、高等学校からの要望や個別相談における要望等に柔軟に対応するよう努めました。

その結果、越谷保育専門学校（入学定員100名）、吉川福祉専門学校（入学定員40名）の2021年度（令和3年度）における入学生は、越谷保育専門学校73名（前年度79名）、吉川福祉専門学校35名（前年度24名）となり、両専門学校ともに入学定員の充足には至りませんでした。吉川福祉専門学校においては前年度を上回る入学生を確保いたしました。

2022年度（令和4年度）入学生の生徒募集活動につきましても、新型コロナウイルスの影響により平時のように募集活動することが難しい状況ではありますが、両専門学校間の情報共有と連携を緊密にし、状況に応じて機動的かつ柔軟な対応に努めます。

○ 専門学校における委託訓練生の受け入れについて

2021年度（令和3年度）の委託訓練入学生は、越谷保育専門学校は受け入れせず（前年度15名）、吉川福祉専門学校15名（前年度8名）となりました。

2022年度（令和4年度）に委託訓練制度が実施される場合につきましては、両専門学校の募集状況及び社会情勢等を総合的に勘案し、受け入れの可否、募集人数を決定します。

○ 吉川福祉専門学校の取組みと将来性について

吉川福祉専門学校では教育内容の点検・改善・充実に全力で当たっております。学校運営の根幹をなす生徒募集の拡大には、在校する生徒の満足度、つまり「入学してよかった。」という学校への評価が背景になければならないと考えております。

本校は国家資格である介護福祉士の取得を目指して、この資格は4年前から本校のような介護福祉士養成施設も全員が筆記試験を受験することになり、より社会的評価の向上が期待される資格となっております。

そのうえで、広報活動にも見直しや工夫を加え、展開した結果、確実に入学生が増える傾向にあり、本年は定員40名のところ、35名（定員充足率87.5%）が入学して、その内訳は高校新卒が14名（そのうち指定校推薦6名） 過年度卒21名（そのうち留学生4名）であります。

第33回（本校受験は第4回目）介護福祉士国家試験結果は、全国平均では合格率71.0%であり、そのうち介護福祉士養成施設の全国平均は、合格率72.9%でした。

本校の合格率は78.6%（28人受験し22人合格）であり、昨年の合格率

78. 3%に比して、改善しました。

全体の合格率及び介護福祉士養成施設の合格率に比べても、高い合格率となりました。特に留学生は5名受験し3名合格しました。これは週2時間の日本語指導、個別の学習支援によるものであります。

今後入学者における留学生の比率も高まる可能性もありますが日本語指導能力の向上や国家試験合格に向けた全力支援に取り組んでいきます。

第33回介護福祉士国家試験を受験資格別合格者数で見ると介護福祉士養成の課題が判然としてきます。全体の合格者が59,975人であるのに対して、介護福祉士養成施設の合格者は4,766人で、全体の合格者に占める割合が、わずか7.9%であります。合格者全体に占める割合で、突出して多いのが、社会福祉施設の介護職員等の61.9%であります。

介護施設に就職した職員等は、施設での3年の実務経験と研修を経て、学科試験と実技試験の両方で国家試験を受験するのに対して、本校は2年間で卒業し、学科試験のみで受験することができます。

また現在は介護福祉士養成校卒の不合格者も5年間は国家資格としての介護福祉士を名乗って同じ待遇で働くことができ、5年実務を経験することで永久免許と切り替わるという優遇された運用となっております。

本来その優位性を前面に出して広報活動をし、定員のさらなる確保を目指していかねばなりません。

令和3年5月、総務省が公表した外国人を含めた推計人口は、65歳以上の高齢者が28.9%を占めており、2025年(令和7年)には、国内人口の30%が65歳以上の高齢者となる予想もあります。2022年(令和4年)から、団塊の世代が後期高齢者となることを踏まえれば、医療費や年金など社会保障全体から見た課題は、重要な論点であります。

その中で介護現場の人材確保が、喫緊の課題となっております。今後の介護福祉士養成への期待を考えると、地域社会における本校の存在意義と本校が地域から受ける期待は今後も大きいものがあります。

本校は、吉川市と連携して、「子ども大学よしかわ」を主催して、地域で子ども達を育てる環境を支援しております(令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止)。

また、介護福祉士養成の運営に係る指針の一部改正に伴い、教育内容等の見直しが行われ、本校は所要の手続きを行うとともに、一部教科目の名称を変更し、令和3年4月1日から、施行して、教育課程の充実に努めております。

○ 越谷保育専門学校の卒業生支援の一環と捉え、幼稚園教諭及び保育士有資格者等の再就労支援体制への取組みについて

越谷保育専門学校は、法人本部との連携を図り、学園が運営する幼稚園及び認定こども園への採用と再就労に向けた有効な支援体制を確立しております。

卒業生の人材紹介や情報提供など越谷保育専門学校のキャリア部門からの支援は、力強く、令和2年度新卒者の就職先の支援では、越谷保育専門学校から、7人(うち1人は既卒者)の幼稚園教諭、保育士及び保育教諭を採用しております。

令和3年度においても5人(うち1人既卒者)を採用しております。

また、越谷保育専門学校2年生の就職ガイダンスにおいても、本学園の幼稚園及び認定こども園の幼稚園教諭、保育士及び保育教諭を派遣して、卒業生から、幼児教育での働く意義と誇りを伝えております。

○ 保育所型認定こども園吉川さくらの森の開設について

平成31年4月開設の保育所型認定こども園（1号・2号・3号の保育施設）は、本学園の他の認定こども園（幼保連携型、幼稚園型）に比して、認可定員（135名）のうち、2号・3号の認定定員（120名）の比率が高く、令和2年度106名（定員充足率78.51%）であり、吉川市のほか、越谷市からも1名在園しており、完成年度に向けて、施設設備の充実及び保育士配置の充実に努めております。

令和3年度5月1日現在、122名（1号：7名、2号72名、3号43名）在籍（定員充足率90.37%）となり、今後の課題は、1号認定定員15名に対して、7名（定員充足率46.66%）が増えるように、保育所型認定こども園においても、1号認定子どもの園児の募集に取り組んでいく必要があります。

○ 霞ヶ関幼稚園の認定こども園移行計画について

霞ヶ関幼稚園の認定こども園移行を目指した川越市との協議は、平成29年11月30日、認定こども園移行の可能性を打診したことに始まります。

川越市の待機児童対策（計画）は、平成32年度（令和2年度）までに待機児童（2号認定子ども・3号認定子ども）ゼロ計画としていることであります。

川越市の待機児童対策の重点は、3号認定子どもの対応であり、幼保連携型認定こども園開設を優先にしています。何故ならば、中核都市の川越市が幼保連携型認定こども園の許認可権があり、幼稚園型認定こども園の許認可権は、埼玉県であるからである、との説明でありました。

さらに、保育所公募の定員の中で、幼保連携型認定こども園の開設を考えており、待機児童対策の達成ゼロの段階で、その以後、認定こども園の開設は難しくなる、との見解も示されました。

事実上の事前協議は、令和元年9月2日からであり、幼児教育・保育の無償化との関連もあり、霞ヶ関幼稚園の認定こども園移行の可能性について、川越市は下記の見解を示しました。

川越市における認定こども園への移行の条件は、3号認定子どもの定員確保であり、幼稚園型も3号認定子どもの定員設定は可能であることから、1歳児、2歳児の3号認定子どもの定員を設定することも可能ではあるが、幼保連携型認定こども園への移行が望ましい。ただし、0歳児の定員設定は必須の条件ではないことであります。

川越市の保育計画上、川越市の将来人口の推移も考慮した上、今後横ばい又は減少傾向であることから、認定こども園の開設の可能性は、将来保障の限りではないが、幼児教育・保育の無償化によっては、待機児童が増える可能性もあり、今後の検討課題である、との見解も示されました。

これまでの事前協議を踏まえ、当初認定こども園への移行は、すでに、厨房設備もあり、3号認定子ども定員受入も可能であり、移行に伴う補助金申請も行わ

ず、全額法人負担とし、移行する予定であったが、令和2年6月18日、川越市建築指導課から、私学助成の幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行については、「用途変更の申請」が必要になる、との見解が示されました。

用途変更に必要な改修工事、運用上必要な改修工事及び園舎の経年劣化による改修工事が、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の補助金交付の対象となることから、所要の手続き（幼保連携型認定こども園整備相談票及び保育所等整備計画協議書を提出）を経て、令和3年3月3日、幼保連携型認定こども園整備相談について、整備「可」と通知されました。

併せて、必要な改修工事を実施するにあたり、国（文部科学省・厚生労働省）及び川越市に対して、認定こども園移行に係る補助金申請を行い、令和3年4月9日付け、下記のとおり、内示を受けたところであります。

(1) 補助金：71,170,000円

(2) 1号・2号認定子どもの大規模修繕等（文部科学省）

① 文部科学省：33,004,000円

② 川越市：16,502,000円

③ 交付予定額：49,506,000円

(3) 3号認定子どもの創設（厚生労働省）

① 厚生労働省：19,257,000円

② 川越市：2,407,000円

③ 交付予定額：21,664,000円

○ 「子ども・子育て支援新制度」以後の私学助成の幼稚園の在り方について

平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」の要点は、下記の3点と解されております（内閣府ガイドライン）。

① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

② 幼保連携型認定こども園の改善等

③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

本学園は、子ども・子育て支援新制度の開始前から、認定こども園への移行を促進して、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園を移行・開設しております。

認定こども園移行・開設に際して、施設・設備の整備に係る補助金を得ておりますが、同時に多額の財政支援も伴い、本学園の財政規模をもって、通常の運転資金との調整を行うことができました（後述）。

支援新制度運営の財源は、消費増税をもって、質の向上を図ることから、認定こども園の教職員の人件費の加算による財政支援が期待され、令和2年度において、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅱの総額51,267,832円は、その全額を教職員の賃金改善に充てております。

また、本学園全体にとっても、処遇改善等加算Ⅰの基礎分の総額57,072,740円は、教職員の賃金改善に充てております。

幼児教育・保育の無償化は、消費税引き上げを財源として、保護者の負担軽減

を図ることにより、人口減少の対策であり、消費意欲旺盛な若い世代の活気を期待して、消費を維持する政策である、と考えられております。

このことは、消費税法第1条第2項（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。）との関係から、少子化対策とするならば、行政の政策の意図は、理解できます。

結果として、幼児教育・保育の無償化により、行政から直接保護者への給付である就園奨励費が削減（400億円）となり、幼稚園と認定こども園との関係から、保護者は幼稚園と保育園を選択するかにより、幼稚園の今後の在り方が明確となります。

霞ヶ関幼稚園の認定こども園移行の可能性は、前述のとおりであり、吉川幼稚園の対応（在り方）について、現在収入超過の運営をして園の役割と地域性を考慮した保育と教育施設の充実との関連で、検討課題とし、行政との協議を進める予定であります。

<管理運営に関する事業>

○ 校長及び室長の選任について

室長、校長及び園長等の任用に関する規程により、幼保連携型認定こども園越谷さくらの森園長、幼保連携型認定こども園戸頭さくらの森園長及び幼稚園型認定こども園柏ひがし幼稚園長が、それぞれ任期満了となり、所定の手続きを経て、再任されました。

新たに、越谷保育専門学校附属吉川幼稚園長及び保育所型認定こども園吉川さくらの森施設長の就任が承認されました。

○ 子ども・子育て支援新制度の給付費等について

平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度の施行とともに施設型給付等によって給付される処遇改善等加算Ⅰは、「基礎分」と「賃金改善要件分」によって構成され、「基礎分」は、学園が実施する賃金改定に充当され、「賃金改善要件分」は、全額教職員の賃金（処遇）改善に加算されるものであります。

平成29年度から、制度化されて処遇改善等加算Ⅰとは別に、処遇改善等加算Ⅱが制度化されております。

公定価格の減額を受けて、令和2年度人事院勧告による賃金改善要求は、見送りとなりました。

また、市町村によっては、上記処遇改善等加算の上乗せ分として、単独の処遇改善等加算制度もあり、その他の各施設の教職員間の給与に不合理な差が生じないように、学園単独の処遇改善手当を創設して、行政が実施する処遇改善等加算に係る制度との調整を図っております。

令和2年度処遇改善等加算の実態は、「令和2年度給与改定・賞与支給と処遇改善等加算・人事院勧告給付費・市単独給与改善補助金との関係」（資料Ⅰ）のとおりであります。

(2) 学園としての事業

<管理運営に関する事業>

○ 寄附行為及び諸規程の整備状況について

学園を取り巻く社会情勢の変化並びに学園の組織の活性化及び効率化を図るために、就業規則をはじめ諸規程を整備（改正）しました。その内容は、「寄附行為及び諸規程の整備状況一覧」（資料Ⅱ）のとおりであります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策において、感染予防の観点から、有給の特別休暇を制度化して、教職員の健康管理の考え方を示して、その対応に努めました。

○ 役員及び評議員の選任について

令和2年3月末日をもって山崎芙美夫理事長が、理事及び理事長の任期満了となり、理事及び理事長を退任するため、令和元年度第7回理事会において理事の選任を行い、行政の選出手続きを踏まえ、新役員で構成される令和2年度第1回理事会において理事長の選任を行いました。

評議員2名が役員及び評議員の定年に関する規程により退任となり、所定の手続きを経て、新たに1名が選出されました。

○ 人事・給与制度の現状と課題について

産業構造及びその分類からみると、本学園の目的は保育・教育を運営する事業であります。製造業とともに、ある意味それ以上に本学園の健全な発展のためには、「人材確保と育成」がその成長の源であります。

人事・給与制度に係る経営改革の必要性は、雇用の在り方を含めた働く環境の整備が不可欠であることは、本事業報告書においても、繰り返し報告して、異論がないところであります。

本学園の人件費比率は、その分析は後述しますが、67.10%。すなわち、経常収入に対して、人件費の配分割合を示しておりますが、大学法人や短期大学法人との人件費比率を比較して、評価をすることの意義は、そもそも、教職員の年齢構成などによっても大きく変化をするので、目標としますが、検討を加えることは、控えたいと考えます。

因みに、平成30年度決算値から、大学法人の人件費比率は、49.0%。短期大学法人は、61.9%であります（令和2年度学校法人監事研修会資料）。

本学園の教職員を人件費支出の面から分類すると、私学助成の幼稚園、認定こども園並びに専門学校及び法人本部と仮に分類します。

すなわち、平成26年度以降、認定こども園への移行（幼保連携型3園、幼稚園型1園）・開設（保育所型1園）により、行政から給付される施設型給付費等に係る「処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ」の給付と市町村単独の「処遇改善」とその他各幼児教育施設（幼稚園・認定こども園）との教職員間の給与に係る不合理な差が生じないように、学園単独の処遇改善手当を創設しました。

行政が支給する処遇改善等加算に係る制度との調整は、「令和2年度給与改定・賞与支給と処遇改善等加算・人事院勧告給付費・市単独給与改善補助金との関係」のとおりであります（資料Ⅰ）。

しかしながら、本学園の課題は、幼稚園・認定こども園の教職員とともに、専門学校教職員及び法人本部職員への配慮であり、平成28年度決算以降、経常収支

差額の支出超過との調整も重要な課題ではありますが、令和3年度中に方向性を提案したく考えます。

令和2年度の課題は、想定をはるかに上回る影響を有する新型コロナウイルス感染症の対応と対策であります。

現実、新型コロナウイルス感染症のまん延に収束の気配はなく、新型コロナウイルス感染症対策を重視する観点から、教職員の感染症対策を就業規則上、明確しました。

すなわち、感染症対策から、就業制限の対応は、教職員とともに、パートタイマー職も含めて、有給の特別休暇制度をもって対応する方向性を示すとともに、感染症防止の観点から、教職員を取り巻く関係者からの影響も考慮しました。

このことは、安全と安心を比較考量（衡量）した結果、入口論として、まず安全を確保したうえ、これをもって安心感に帰着する考え方であります。

<財政基盤の確立>

○ 財政基盤の確立と将来構想事業への財政支援について

将来構想実現に向けての資金調達の在り方について、将来構想に伴う施設・設備に要する資金の拠出（支援）は、将来の学園の収益に貢献する投資であると解して、所要の施設・設備に要する資金は、法人本部に別段預金として管理している「将来構想預金」からの当該幼稚園・認定こども園、専門学校へのいわば本学園内の支援事業への取組みであると解しております。

平成27年4月、幼保連携型認定こども園みさとさくらの森への移行（保育園棟及び幼稚園棟建設）に要した資金（支援金）は、696,583,808円であり、令和2年度中58,361,496円を回収（戻入）して、累計金額547,583,808円（78.60%）を回収（戻入）しております。したがって、支援金額残金額は、149,000,000円であります。

平成31年4月、保育所型認定こども園吉川さくらの森の開設に要した資金（支援金）、すなわち、総事業費252,188,988円のうち、将来構想預金からの支援金額は、252,123,748円であり、令和2年度中23,248,748円を回収（戻入）して、累計金額135,123,748円（53.59%）を回収（戻入）しております。したがって、支援金額残金額は、117,000,000円であります。

また、資金需要の観点から、一時的に「将来構想預金」から運転資金への資金振替は、3月31日現在、15,000,000円が資金振替え中であります。

引き続き、早期に戻し入れ（回収）を目指しますが、今後の課題とします。

○ 財務分析における人件費比率と実質的な人件費比率について

財務運営の状況及び財務分析表によると、人件費比率（人件費／経常収入）は、67.10%（令和元年度63.79%）であります。

学校法人会計基準が改正されて、分母が、従来の「帰属収入」から「経常収入」に変更となり、人件費が教育活動支出に区分されていることから、これに対応する経常収入との比率となり、より厳しい財務比率の考え方となりました。

この比率が適正水準を超えると経常収支の悪化に繋がる要因ともなります（日本私立学校振興・共済事業団刊：今日の私学財政）。

人事配置の観点から、幼稚園バス運転手は、近年人材登用が難しく、従来人件費と捉えておりましたが、業務委託により経費の削減を図っております。

令和2年度総額43,321,573円（令和元年度：45,668,883円）を支出しております（令和2年度各施設派遣教諭・事務・運転手実績一覧：資料Ⅳ）。

依然として、幼稚園教諭及び保育士不足が顕著であります。

本学園は、派遣教職員に係る報酬委託手数料の支出について、令和2年度総額23,524,000円（令和元年度：38,673,970円）を支出しております（令和2年度各施設派遣教諭・事務・運転手実績一覧：資料Ⅳ）。

特に、人材紹介料を伴う人材確保は、令和2年度総額550,000円（令和元年度8人：6,945,481円）（1人）を支出しております。

派遣・業務委託の利点は、採用コストを抑えながら、経験のある人材を採用できることにありますが、政策的に業務委託を念頭に置いている幼稚園バス運転手と違って、幼稚園教諭及び保育士の派遣による採用は、当初、産休・育休期間中の臨時的な人材の採用に係る経費（報酬委託手数料）と認識しておりましたが、現実的には人材の確保の観点から、特別支援乳幼児への個別支援担当などの関わりなど、当該園において、その役割が期待されております。

経営分析において、消費税法上、非課税仕入（非課税取引）である人件費に対して、報酬委託手数料は課税仕入（課税取引）であることから、令和2年度教職員に係る消費税は、6,024,836円（令和元年度：6,891,843円）を支出しております（令和2年度各施設派遣教諭・事務・運転手実績一覧：資料Ⅳ）。

これにより、実質的な人件費比率（人件費＋業務委託費＋人材紹介料／経常収入）は、68.70%となり、1.60%（67.10%－68.70%）上昇することになります（令和2年度部門別事業活動収支決算額一覧表：資料Ⅲ）。

○ 資産運用実績について

資産運用規程第9条に基づいての運用状況の報告であり、学園が運用している債券は、2債券（銘柄）であります。その他資産運用を展開して、確実な収益を確保する観点から、高利率の期間延長特約付大口定期預金により、収益確保を図りました。財務の概要中、（令和2年度資金運用実績報告：資料Ⅴ）を参照。

期間延長特約付大口定期預金が2口の160,000,000円（6か月期間延長：年利0.45%、0.42%）の運用実績は、695,998円であります。

その他定期性預金等の受取利息による運用実績は、8,264円であります。

したがって、低金利のもと資産運用実績合計金額は、704,262円（令和元年度：728,085円）となりました。

借入金利息（1,441,114円）との構成比率は、48.86%（令和元

年度：50.87%）であります。

○ 認定こども園における消費税の取扱いについて

認定こども園の消費税の取扱いについて、園バス及び給食費に係る消費税は、「施設型給付費等の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等」に該当し、非課税取引となることは、平成26年9月、内閣府「自治体向けFAQ（第3版）」から、追加された指針であります。

本学園は、令和元年度中の平成26年分及び平成27年分の更正請求に引き続き、平成28年分及び平成29年分の消費税及び地方消費税の更正の請求を行い、その状況は、下記のとおりであります。

平成28年分の消費税及び地方消費税も更正の請求（1,930,700円）

平成29年分の消費税及び地方消費税も更正の請求（1,790,200円）

さらに、認定こども園における「施設型給付費等の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等」に係る消費税の非課税問題について、越谷税務署との質問・その回答を得て、当初、幼保連携型認定こども園のみが対象となることに対して、他の認定こども園（幼稚園型、保育所型）にも適用されることが判明し、平成30年分の消費税及び地方消費税の更正の請求を行い、342,400円（内還付加算金9,100円含む）が還付されました。

（3）施設等の状況について

主な施設設備の整備状況「令和2年度予算における施設・設備関係等実績一覧」（資料Ⅳ）は、財務の概要において記載したとおりであります。

基本的な考え方は、従来の方針のとおり、工事の緊急性や、通常の教育活動に支障のない工期日程、予算制度との調整を図り、資金需要を勘案しながら、必要な改修工事を行い、学園の教育事業に寄与するように教育環境の整備に努めました。

これにより、教育活動支出中、修繕費について、前年度に比べて、35,252,446円支出減となり、18,173,682円を支出しております。

（4）改正学校法人会計基準から見た評価と定量的な経営判断指標に基づく経営状態との関係について（中長期計画の課題にかえて）

平成16年改正私立学校法を受けて、財務情報等の一層の公開が推進され、改正学校法人会計基準は、より企業会計基準に近い計算書類の形式による財務情報の開示を求めています。

活動区分資金収支計算書に基づく具体的な検証によると、経常収支差額が、▲26,937,069円となり、5か年連続の赤字となり、平成22年度以降7か年度連続のAランクの評価からB0ランクに評価が下がっております。

改正学校法人会計基準が、教育活動及び教育活動外における収支を重視していると受け止めております。

（5）新型コロナウイルス感染症拡大に係る収入（補助金）とその支出について

令和2年度も新型コロナウイルスの感染拡大は、世界的な規模でまん延し、現時点その収束は予測できない状況であります。

令和2年度中の新型コロナウイルス感染症対策に係る支出項目と補助金との対比を一覧表にまとめました（令和2年度新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金及びその支出項目一覧：資料V）。

一覧表中、感染症対策費用として総額9,326,680円を支出し、これに対応する補助金は、8,182,094円であり、補助金率87.72%であります。

(6) 歴史の上に、伝統が加わって

昭和44年2月の学校法人の認可後、昭和50年代前半まで、越谷保育専門学校と幼稚園を開設し、40年以上を経過しております。

幼稚園の卒園児が、幼稚園教諭免許状及び保育士資格を取得して、本学園設置の幼稚園・認定こども園に勤務している幼児教育者が9人在職しております。1人は、越谷保育専門学校の卒業生であります。

上記卒園児を在園中、担任として保育・教育に関わった幼稚園教諭・保育士も在籍（活躍）しております。子育て中の卒園児も3人おります。

越谷保育専門学校の多くの卒業生も本学園設置の幼稚園・認定こども園に勤務しており、3人の園長職もおります。

認定こども園の運営の原資である施設型給付費等に係る処遇改善等加算の制度設計が、「長く働くことのできる」職場を構築し、人材の確保や質の向上を図ることが目的であり、学校法人の評価は、卒業生や卒園児からの支援でもあります。

新型コロナ禍は、より本質的な人口減少をもたらし、日本の人口動態をさらに下方屈折させる転換点とも解されております。

これまで、少子化から待機児童対策への政策課題をもって、認定こども園への移行と開設を進めてきましたが、新型コロナ禍による人口減少は、合計特殊出生率が上向いたとしても、出産適齢の女性がすでに減少局面に入っていることから、待機児童も減少となります。

学校法人は、その建学の精神に基づいて運営しており、これからの厳しい学校法人の運営において、歴史の上に伝統が加わることが、発展の源であると考えます。

2 各幼稚園・専門学校事業報告

各幼稚園・認定こども園、専門学校の事業報告は、別紙のとおりであります。

- (1) 越谷保育専門学校
- (2) 吉川福祉専門学校
- (3) 越谷保育専門学校附属吉川幼稚園
- (4) 幼保連携型認定こども園越谷さくらの森
- (5) 幼保連携型認定こども園みさとさくらの森
- (6) 幼保連携型認定こども園戸頭さくらの森
- (7) 霞ヶ関幼稚園
- (8) 幼稚園型認定こども園柏ひがし幼稚園
- (9) 保育所型認定こども園吉川さくらの森

以上